

青森県立あすなろ療育福祉センターサービス利用受入判定基準

1 目的

青森県立あすなろ療育福祉センター（以下「センター」という。）の利用受入判定の客観性、公平性及び透明性を確保するため、利用申込対象者の範囲を定めるとともに、利用受入の可否を判定するための基準を明確にするものである。

2 利用申込対象者

- （１）センターの各障害福祉サービス事業所・施設の運営規程において、主たる対象として規定している障がいの種類に該当する障がい児または障がい者

＜別紙のとおり＞

- （２）前記（１）で掲げた主たる対象者以外の者から利用希望があった場合は、その者の置かれた状況その他の事情を確認した上で、受入の可否を検討するものとする。

3 利用受入判定基準

次の（１）、（２）及び（３）のいずれの要件にも該当する場合に受け入れることとする。

但し、（４）に該当する状態にある場合は、受入困難と判断することとする。

- （１）利用料支払に関する要件

利用料の確実な支払いが見込まれること。

- （２）利用目的に関する要件

センターの各障害福祉サービス事業所・施設の種類のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく国の通知で定められた利用目的に該当すること。

＜別紙のとおり＞

- （３）年齢に関する要件

センターの各障害福祉サービス事業所・施設の種類のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定で定められた利用可能年齢であること。

但し、センターがその状況等を踏まえて独自に利用可能年齢を定める場合もある。

＜別紙のとおり＞

- （４）受入困難と判断する状態

- ① 多動で危険認知ができない等のため、相当の支援をもってしても、周囲に危害を及ぼすおそれが高い場合

- ② センターの各障害福祉サービス事業所・施設の種類のうち、センターの人員配置状況、また、利用を希望される方の身体状況や必要とする医療行為の状況を踏まえ受入困難と判断する場合。

＜別紙のとおり＞

附 則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

青森県立あすなろ療育福祉センターサービス利用受入判定基準＜別紙＞

障害福祉サービス 事業所・施設の種類	主たる対象者	利用目的に関する要件	年齢 に関する要件	受入困難と判断する状態等
① 福祉型障害児入所施設	・肢体不自由児 ・重症心身障害児	・施設において保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与が必要と認められる児童	原則として2歳以上（センター医師が可能と認めた場合は、この限りではない）	ア 誤嚥が頻回にみられる、または疑われる場合 イ てんかん発作のコントロールが不良の場合 ウ 次のような継続的な医療行為の必要がある場合 （例）・経鼻経管栄養摂取 ・胃瘻、腸瘻、膀胱瘻、人工肛門を造設している ・人工鼻、気管切開をしている ・日常的に痰の吸引やネブライザー吸引が必要 ・ＣＶポートを使用している ・排尿のためバルーンカテーテルの留置と導尿が必要
② 障害者支援施設 （施設入所支援及び生活介護）	・肢体不自由者 ・重症心身障害者	・主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援が必要と認められる者	18歳以上	同 上
③短期入所事業所 （福祉型）	・肢体不自由児 ・肢体不自由者 ・重症心身障害児 ・重症心身障害者	・居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする者（児童を含む） ・利用時点において健康状態が良好であること	原則として2歳以上（センター医師が可能と認めた場合は、この限りではない）	同 上
④生活介護事業所 （通所利用）	・肢体不自由者 ・重症心身障害者	・地域において安定した生活を営むために、常時介護等の支援が必要と認められる者 ・利用時点において健康状態が良好であること	18歳以上	ア 誤嚥が頻回にみられる、または疑われる場合 イ てんかん発作のコントロールが不良の場合 ウ 次のような継続的な医療行為の必要がある場合（これ以外の医療行為は、個々の状況を踏まえ利用可否を判断） （例）・人工呼吸器を使用している ・人工鼻、気管切開をしている ・在宅酸素療法を行っている

青森県立あすなろ療育福祉センターサービス利用受入判定基準＜別紙＞

障害福祉サービス 事業所・施設の種類	主たる対象者	利用目的に関する要件	年齢 に関する要件	受入困難と判断する状態等
⑤ 短期入所事業所 (医療型)	・重症心身障害児 ・重症心身障害者 (いずれも医療型短期 入所サービス費の 対象となる者に限る)	・居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする者(児童を含む) ・利用時点において健康状態が良好であること	原則として2歳以上 (センター医師が可能と認めた場合は、この限りではない)	ア 誤嚥が頻回にみられる、または疑われる場合 イ てんかん発作のコントロールが不良の場合 ウ 次のような継続的な医療行為の必要がある場合は、個々の状況や利用期間等を踏まえセンター医師が利用可否を判断 (例) ・人工呼吸器を使用している ・気管切開をしている ・在宅酸素療法を行っている
⑥ 医療型児童発達支援センター	・肢体不自由児 ・重症心身障害児	・日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援その他の便宜の供与が必要と認められる未就学の児童 ・利用時点において健康状態が良好であること	生後6か月～6歳以下	同 上
⑦ 放課後等デイサービス事業所	・肢体不自由児 ・重症心身障害児	・授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のための支援、社会との交流の促進その他の便宜の供与が必要と認められる就学している児童 ・利用時点において健康状態が良好であること	6歳～18歳	同 上